

以下の通り、約款規定（下線箇所）を改定します。

※以下は、「乳がん・子宮頸がん・子宮体がん再発保障保険 普通保険約款」の改定箇所のうち、特にお客さまにご確認いただきたい変更箇所を抜粋したものです。

抜粋した条項や別表以外にも、本変更に伴う規定間の調整や形式的な字句の修正等をしております。詳細は改定後の普通保険約款をご参照ください。

改定後	現行																																																																				
（この保険の名称は、2021 年 9 月 1 日から 2022 年 11 月 30 日まで「乳がん・子宮頸がん・子宮体がん再発保障保険」でしたが、2022 年 12 月 1 日に卵巣がんを経験した方を被保険者の範囲に追加するために普通保険約款を改定し、名称も「女性特有がん経験者専用がん保険」に変更しました。なお、旧名称でご契約いただいた場合も保障内容に変更はありませんので、こちらの約款をご確認ください。） この保険の趣旨 この保険は、<u>過去に乳がん・子宮頸がん・子宮体がん・卵巣がんのいずれかを経験した方を被保険者とし、被保険者が新たながんに罹患したときや罹患していたがんが再発したとき、死亡したときや高度障害状態になったときに、がん診断給付金や死亡・高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。</u> 第5条（保険金・給付金の支払） 1. <u>会社</u>は、次の表のとおり、がん診断給付金を支払います。 <table><tr><td>名称</td><td>がん診断給付金</td></tr><tr><td>支払事由</td><td>被保険者が、<u>がん責任開始日</u>以後の保険期間中に次のいずれかに初めて該当したとき*1</td></tr><tr><td></td><td>(1) 保険契約前に罹患していたがん（乳がん、子宮頸がん、子宮体がん、<u>卵巣がん（卵管がん・腹膜がんを含む）</u>）が再発と診断確定*2されたとき</td></tr><tr><td></td><td>(2) 新たに所定のがんと診断確定されたとき*3</td></tr><tr><td>支払額</td><td>指定保険金額</td></tr><tr><td>受取人</td><td>被保険者</td></tr><tr><td>免責事由</td><td>がんとは、「別表2 対象となるがん」に定めるものをいいます。以下は支払いの対象となるがんには含みません。</td></tr><tr><td></td><td>(1) 上皮内がん（乳房・膀胱などの非浸潤がん、非侵襲がん、大腸の粘膜内がんなど）</td></tr><tr><td></td><td>(2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん</td></tr><tr><td></td><td>(3) 初めて罹患したがんが乳がんの方で、以下に該当する方</td></tr><tr><td></td><td>① 同側の乳房内、皮膚を含む胸壁における再発と診断確定されたとき</td></tr><tr><td></td><td>② 同側の腋窩リンパ節、鎖骨上リンパ節、胸骨傍リンパ節における再発と診断確定されたとき</td></tr><tr><td></td><td>(4) 初めて罹患したがんが子宮頸がん、子宮体がんの方で、以下に該当する方</td></tr><tr><td></td><td>① <u>子宮頸部、子宮体部、子宮内膜、膣壁、子宮傍組織</u>における再発と診断確定されたとき</td></tr><tr><td></td><td>② <u>子宮摘出後に、子宮があった場所と同じ部位</u>における再発と診断確定されたとき</td></tr><tr><td></td><td>(5) 初めて罹患したがんが卵巣がん、卵管がん、腹膜がんの方で、以下に該当する方</td></tr><tr><td></td><td>① <u>卵巣、卵管、腹膜</u>における再発と診断確定されたとき</td></tr><tr><td></td><td>② <u>片側または両側の卵巣または卵管摘出後に、卵巣または卵管があった場所と同じ部位</u>における再発と診断確定されたとき</td></tr></table>	名称	がん診断給付金	支払事由	被保険者が、 <u>がん責任開始日</u> 以後の保険期間中に次のいずれかに初めて該当したとき*1		(1) 保険契約前に罹患していたがん（乳がん、子宮頸がん、子宮体がん、 <u>卵巣がん（卵管がん・腹膜がんを含む）</u> ）が再発と診断確定*2されたとき		(2) 新たに所定のがんと診断確定されたとき*3	支払額	指定保険金額	受取人	被保険者	免責事由	がんとは、「別表2 対象となるがん」に定めるものをいいます。以下は支払いの対象となるがんには含みません。		(1) 上皮内がん（乳房・膀胱などの非浸潤がん、非侵襲がん、大腸の粘膜内がんなど）		(2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん		(3) 初めて罹患したがんが乳がんの方で、以下に該当する方		① 同側の乳房内、皮膚を含む胸壁における再発と診断確定されたとき		② 同側の腋窩リンパ節、鎖骨上リンパ節、胸骨傍リンパ節における再発と診断確定されたとき		(4) 初めて罹患したがんが子宮頸がん、子宮体がんの方で、以下に該当する方		① <u>子宮頸部、子宮体部、子宮内膜、膣壁、子宮傍組織</u> における再発と診断確定されたとき		② <u>子宮摘出後に、子宮があった場所と同じ部位</u> における再発と診断確定されたとき		(5) 初めて罹患したがんが卵巣がん、卵管がん、腹膜がんの方で、以下に該当する方		① <u>卵巣、卵管、腹膜</u> における再発と診断確定されたとき		② <u>片側または両側の卵巣または卵管摘出後に、卵巣または卵管があった場所と同じ部位</u> における再発と診断確定されたとき	《正式名称の変更について記載を追加》 この保険の趣旨 この保険は、被保険者が<u>死亡したときまたはがんが再発したときに、死亡保険金またはがん診断給付金を支払うことを主な内容とするものです。</u> 第5条（保険金・給付金の支払） 1. <u>当社</u>は、次の表のとおり、がん診断給付金を支払います。 <table><tr><td>名称</td><td>がん診断給付金</td></tr><tr><td>支払事由</td><td>被保険者が、<u>がん診断給付責任開始日</u>以後の保険期間中に次のいずれかに初めて該当したとき*1</td></tr><tr><td></td><td>(1) 保険契約前に罹患していたがん（乳がん、子宮頸がん、子宮体がん）が再発と診断確定*2されたとき</td></tr><tr><td></td><td>(2) 新たに所定のがんと診断確定されたとき*3</td></tr><tr><td>支払額</td><td>指定保険金額</td></tr><tr><td>受取人</td><td>被保険者</td></tr><tr><td>免責事由</td><td>がんとは、「別表2 対象となるがん」に定めるものをいいます。以下は支払いの対象となるがんには含みません。</td></tr><tr><td></td><td>(1) 上皮内がん（乳房・膀胱などの非浸潤がん、非侵襲がん、大腸の粘膜内がんなど）</td></tr><tr><td></td><td>(2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん</td></tr><tr><td></td><td>(3) 初めて罹患したがんが乳がんの方で、以下に該当する方</td></tr><tr><td></td><td>① 同側の乳房内、皮膚を含む胸壁における再発と診断確定されたとき</td></tr><tr><td></td><td>② 同側の腋窩リンパ節、鎖骨上リンパ節、胸骨傍リンパ節における再発と診断確定されたとき</td></tr><tr><td></td><td>(4) 初めて罹患したがんが子宮頸がん、子宮体がんの方で、以下に該当する方</td></tr><tr><td></td><td>① <u>頸部、膣壁、子宮傍組織</u>における再発と診断確定されたとき</td></tr><tr><td></td><td>② <u>《現行の取扱いについて明確化のため記載を追加》</u></td></tr><tr><td></td><td>(5) <u>《現行の取扱いについて明確化のため記載を追加》</u></td></tr></table>	名称	がん診断給付金	支払事由	被保険者が、 <u>がん診断給付責任開始日</u> 以後の保険期間中に次のいずれかに初めて該当したとき*1		(1) 保険契約前に罹患していたがん（乳がん、子宮頸がん、子宮体がん）が再発と診断確定*2されたとき		(2) 新たに所定のがんと診断確定されたとき*3	支払額	指定保険金額	受取人	被保険者	免責事由	がんとは、「別表2 対象となるがん」に定めるものをいいます。以下は支払いの対象となるがんには含みません。		(1) 上皮内がん（乳房・膀胱などの非浸潤がん、非侵襲がん、大腸の粘膜内がんなど）		(2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん		(3) 初めて罹患したがんが乳がんの方で、以下に該当する方		① 同側の乳房内、皮膚を含む胸壁における再発と診断確定されたとき		② 同側の腋窩リンパ節、鎖骨上リンパ節、胸骨傍リンパ節における再発と診断確定されたとき		(4) 初めて罹患したがんが子宮頸がん、子宮体がんの方で、以下に該当する方		① <u>頸部、膣壁、子宮傍組織</u> における再発と診断確定されたとき		② <u>《現行の取扱いについて明確化のため記載を追加》</u>		(5) <u>《現行の取扱いについて明確化のため記載を追加》</u>
名称	がん診断給付金																																																																				
支払事由	被保険者が、 <u>がん責任開始日</u> 以後の保険期間中に次のいずれかに初めて該当したとき*1																																																																				
	(1) 保険契約前に罹患していたがん（乳がん、子宮頸がん、子宮体がん、 <u>卵巣がん（卵管がん・腹膜がんを含む）</u> ）が再発と診断確定*2されたとき																																																																				
	(2) 新たに所定のがんと診断確定されたとき*3																																																																				
支払額	指定保険金額																																																																				
受取人	被保険者																																																																				
免責事由	がんとは、「別表2 対象となるがん」に定めるものをいいます。以下は支払いの対象となるがんには含みません。																																																																				
	(1) 上皮内がん（乳房・膀胱などの非浸潤がん、非侵襲がん、大腸の粘膜内がんなど）																																																																				
	(2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん																																																																				
	(3) 初めて罹患したがんが乳がんの方で、以下に該当する方																																																																				
	① 同側の乳房内、皮膚を含む胸壁における再発と診断確定されたとき																																																																				
	② 同側の腋窩リンパ節、鎖骨上リンパ節、胸骨傍リンパ節における再発と診断確定されたとき																																																																				
	(4) 初めて罹患したがんが子宮頸がん、子宮体がんの方で、以下に該当する方																																																																				
	① <u>子宮頸部、子宮体部、子宮内膜、膣壁、子宮傍組織</u> における再発と診断確定されたとき																																																																				
	② <u>子宮摘出後に、子宮があった場所と同じ部位</u> における再発と診断確定されたとき																																																																				
	(5) 初めて罹患したがんが卵巣がん、卵管がん、腹膜がんの方で、以下に該当する方																																																																				
	① <u>卵巣、卵管、腹膜</u> における再発と診断確定されたとき																																																																				
	② <u>片側または両側の卵巣または卵管摘出後に、卵巣または卵管があった場所と同じ部位</u> における再発と診断確定されたとき																																																																				
名称	がん診断給付金																																																																				
支払事由	被保険者が、 <u>がん診断給付責任開始日</u> 以後の保険期間中に次のいずれかに初めて該当したとき*1																																																																				
	(1) 保険契約前に罹患していたがん（乳がん、子宮頸がん、子宮体がん）が再発と診断確定*2されたとき																																																																				
	(2) 新たに所定のがんと診断確定されたとき*3																																																																				
支払額	指定保険金額																																																																				
受取人	被保険者																																																																				
免責事由	がんとは、「別表2 対象となるがん」に定めるものをいいます。以下は支払いの対象となるがんには含みません。																																																																				
	(1) 上皮内がん（乳房・膀胱などの非浸潤がん、非侵襲がん、大腸の粘膜内がんなど）																																																																				
	(2) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん																																																																				
	(3) 初めて罹患したがんが乳がんの方で、以下に該当する方																																																																				
	① 同側の乳房内、皮膚を含む胸壁における再発と診断確定されたとき																																																																				
	② 同側の腋窩リンパ節、鎖骨上リンパ節、胸骨傍リンパ節における再発と診断確定されたとき																																																																				
	(4) 初めて罹患したがんが子宮頸がん、子宮体がんの方で、以下に該当する方																																																																				
	① <u>頸部、膣壁、子宮傍組織</u> における再発と診断確定されたとき																																																																				
	② <u>《現行の取扱いについて明確化のため記載を追加》</u>																																																																				
	(5) <u>《現行の取扱いについて明確化のため記載を追加》</u>																																																																				

改定後		現行	
	※遠隔転移を伴う場合は、(3)(4)<u>(5)</u>でも給付対象となります。 ※遠隔転移とは、保険契約前に罹患したがんが、肺、肝臓、脳、骨など全身の臓器に移動し、成長することをいいます。 契約日以後、<u>がん責任開始日</u>よりも前に上記支払事由の(1)または(2)に初めて該当した場合、がん診断給付金の支払いの対象にはなりません。その場合、次のいずれかを契約者に選択いただきます。 ① <u>がん診断給付後の保険料を適用し、<u>死亡・高度障害</u>の保障のみ継続する。<u>ただし、死亡保険金額を0円に指定している場合は①を選択することはできません。</u></u> ② <u>この保険の契約を無効とし、<u>既に</u>払い込まれた保険料を契約者に返金する。</u>		※遠隔転移を伴う場合は、(3)(4)でも給付対象となります。 ※遠隔転移とは、保険契約前に罹患したがんが、肺、肝臓、脳、骨など全身の臓器に移動し、成長することをいいます。 契約日以後、<u>がん診断給付責任開始日</u>よりも前に上記支払事由の(1)または(2)に初めて該当した場合、がん診断給付金の支払いの対象にはなりません。その場合、次のいずれかを契約者に選択いただきます。 ① <u>がん診断給付後の保険料を適用し、<u>死亡保険</u>の保障のみ継続する</u> ② <u>この保険の契約を無効とし、<u>上記支払事由の(1)または(2)に初めて該当するまでに</u>払い込まれた保険料を契約者に返金する</u>
*1 保険期間を通じて（更新後契約も含む）、がん診断給付金のお支払いは1回限りとし、がん診断給付金のお支払い後、<u>死亡・高度障害の保障のみで保険契約を継続する場合は、以後の保険料を保障内容に応じた金額に変更します。</u> *2 <u>がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的になされたものであることを要します。ただし、他の所見により診断確定が明らかな場合に限り、病理組織学的検査以外の検査による診断確定を認めます。</u> *3 「新たに所定のがんと診断確定されたとき」とは、保険契約前に罹患していたがんとは関係ない、新たに生じた「別表2 対象となるがん」に含まれるがんをいいます。		*1 保険期間を通じて（更新後契約も含む）、がん診断給付金のお支払いは1回限りとし、がん診断給付金のお支払い後、<u>死亡保険の保障のみ、保険料をお払込みいただきます。</u> *2 <u>がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的になされたものであることを要します。ただし、他の所見により診断確定が明らかな場合に限り、病理組織学的検査以外の検査による診断確定を認めます。</u> *3 「新たに所定のがんと診断確定されたとき」とは、保険契約前に罹患していたがんとは関係ない、新たに生じた「別表2 対象となるがん」に含まれるがんをいいます。	
第7条（保険金の支払に関する補則） 1. 被保険者の生死が不明な場合でも、法定死亡（失踪宣告・戸籍法上の認定死亡による除籍）その他死亡したものと会社が認めたときは、死亡保険金を支払います。 2. <u>死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行われていない間に死亡保険金の支払事由が発生した場合は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人のうち死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を死亡保険金受取人としします。これにより新たに死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、死亡した元の死亡保険金受取人の受取分を均等の割合で分割して、新たに死亡保険金受取人となった各受取人の受取分とします。また、法定相続人が複数人存在している場合は、法定相続人の協議により代表者を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表して請求手続きをするものとします。</u>		第7条（保険金の支払に関する補則） 1. 被保険者の生死が不明な場合でも、法定死亡（失踪宣告・戸籍法上の認定死亡による除籍）その他死亡したものと会社が認めたときは、死亡保険金を支払います。 2. <u>死亡保険金の請求時にすでに死亡保険金受取人が死亡していた場合は、死亡保険金は死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。法定相続人が複数人存在している場合は、法定相続人の協議により代表者を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表して請求手続きをするものとします。なお、当該代表者は、会社に「別表1 必要書類」に定める、請求に必要な書類（以下「請求書類」といいます。）を提出してください。</u>	
第14条（解約、解約返戻金） 1. 契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。 2. <u>前項の請求をするときは、<u>契約者は会社</u>所定の請求書類を会社に提出してください。</u> 3. この保険契約を解約した場合の返戻金はありません。 4. <u>解約の効力発生日は、<u>契約者から他に指定のない場合、その請求書類が会社</u>に到着した日（ただし、到着した書類に不備がある場合は、その不備が解消した日）の属する月の末日</u>となります。<u>なお、契約者がこの日の他に解約の効力発生日を指定する場合、会社の定める範囲内で指定してください。</u>		第14条（解約、解約返戻金） 1. 契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。 2. <u>契約者または債権者などが本条</u>の請求をするときは、会社所定の請求書類を、<u>会社</u>に提出してください。 3. この保険契約を解約した場合の返戻金はありません。 4. <u>保険契約を解約する効力発生日は、その通知が不備なく当社に到着した日となります。ただし、提出書類に不備がある場合は、その不備が解消した日となります。</u>	

第23条（保険金額の変更）

- 1. 契約者は、保険契約の更新時に、会社の定める範囲内で、死亡保険金額の減額をすることができます。
この変更をする場合、契約者は、更新日の1か月前までに、別表1に定める請求書類を会社に提出してください。
- 2. 前項の変更の効力発生日は、その請求書類が会社に到着した日（ただし、到着した書類に不備がある場合は、その不備が解消した日）の直後に到来する更新日とします。
- 3. 会社は、第24条（保険契約の更新）第6項第3号にもとづき契約者に交付する保険契約確認証に本条の変更内容を反映します。

第27条（受取人の代表者）

- 1. 被保険者が死亡したときに死亡保険金受取人が2人以上いる場合は、いずれか1人の方から被保険者が死亡したことを会社に通知してください。この場合、死亡保険金受取人は、代表者を1人定めて死亡保険金を請求することができます。なお、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2. 前項の代表者が定まらないか、その所在が不明のときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。

第32条（保険契約の乗換時の取扱い）

- 1. 本条において、「乗換」とは、この保険契約を締結することにより既に成立している保険契約を消滅させることをいい、乗換により消滅することとなる保険契約を「乗換前契約」、乗換により新たに締結する保険契約を「乗換後契約」といいます。
- 2. 本条の規定は、次のすべてを満たす場合に適用します。
 - (1) 乗換前契約および乗換後契約が会社の定める保険種類であること
 - (2) 乗換後契約の被保険者が乗換前契約の被保険者と同一で、かつ会社の定める範囲内であること
 - (3) 次項に定める乗換前契約の解約日の属する月までの保険料が払い込まれていること
- 3. 本条における乗換前契約の解約は、乗換前契約の普通保険約款の規定にかかわらず、乗換後契約が成立した場合に、乗換後契約の責任開始日の前日をもってその効力が生じるものとします。なお、乗換後契約が成立しない場合は、乗換前契約の解約は取り消すものとします。
- 4. 前項の規定は、乗換前契約の解約の効力が生じる前に、乗換前契約について消滅の原因となるその他の事由が生じた場合、その効力を妨げないものとします。

別表1 請求書類

（注）会社は下記以外の書類の提出を求め、または下記書類の一部の省略を認めることがあります。

請求項目	請求書類
がん診断給付金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) がん診断給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん診断給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類

≪更新時のみ死亡保険金・高度障害保険金の減額を取扱うため、記載を追加≫

第26条（受取人の代表者）

- 1. 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2. 前項の代表者が定まらないか、その所在が不明のときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。

≪保険契約の乗換についての取扱いを明確化するため、記載を追加≫

別表1 必要書類

（注）会社は下記以外の書類の提出を求め、または下記書類の一部の省略を認めることがあります。

請求項目	請求書類
がん診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類

改定後		現行	
死亡保険金の請求	(同右)	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
高度障害保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類	《追加》	《取扱い明確化のため記載を追加》
代理人による保険金・給付金の請求	(1) 代理請求の対象となる保険金・給付金の会社所定の請求書 (2) 被保険者および代理請求人の戸籍謄本 (3) 代理請求人の住民票 (4) 代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 代理請求の対象となる保険金・給付金を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなど、その事実を証する書類	《追加》	《取扱い明確化のため記載を追加》
死亡保険金受取人の変更	(同右)	死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
遺言による死亡保険金受取人の変更	(同右)	遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 契約者の相続人であることを証する書類 (5) 契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
契約者の変更	(同右)	契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者本人であることを確認できる会社所定の書類	《追加》	《更新時のみ死亡保険金・高度障害保険金の減額を取扱うため、記載を追加》
解約	(同右)	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者本人であることを確認できる会社所定の書類